

第 36 号議案

加東市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
手続に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
手続に関する条例の一部を改正する条例

加東市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する
条例（平成 18 年加東市条例第 135 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に、「同条第 7 項」を「同条第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第36号議案 要旨

加東市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
手続に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成18年加東市条例第135号）の規定中、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の改正により、同法の引用規定に条ずれが生じていることから、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正による条ずれを改めること。（第1条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（<u>同条第8項</u>により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び<u>同条第7項</u>に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（<u>同条第9項</u>により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び<u>同条第8項</u>に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。</p>